



広報しもつま

9月号

下妻警察署

0296-43-0110



秋の全国交通安全運動

令和8年9月21日(月)～令和8年9月30日(水)



スローガン

反射材 小さな光が 大きな安心

歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

横断歩道は**歩行者優先**です。信号機のない横断歩道では「**ハンドサイン**」(手を挙げる、振る、かざすなど)でドライバーに**横断の意志**を明確に伝えましょう。車両が停止したことを確認してから横断を始めましょう。

夜間、外出時は**反射材**を身に付けて自身の存在を周囲にアピールしましょう。反射材は手首や靴などよく動く場所に**複数**身に付けると効果的です。

夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

日没30分前を目安として**早めのライト点灯**を心掛け、**ハイビームとロービーム**をこまめに切り替えて視界を確保しましょう。

飲酒運転は、**運動能力が低下**し、正常な判断ができなくなり**無謀運転**につながります。また、「**ながらスマホ**」は、**周囲の確認が疎か**になり、前方の道路状況が確認できなくなります。

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底「自転車安全利用五則」

自転車は**車の仲間**です。免許はなくてもドライバーの一人として交通ルールを守り責任のある運転をしましょう。**ヘルメット着用**はすべての自転車利用者の努力義務です。ヘルメットを着用して**大切な命**を守りましょう。



- ・自転車は車道が原則、左側を走行 歩道は例外 歩行者を優先
- ・交差点では信号と一時停止を守って安全確認
- ・夜間はライト点灯
- ・飲酒運転の禁止
- ・ヘルメットの着用



県警では相談窓口を設置し、皆様からの相談を受け付けています。



110番に迷った時は…
「#9110」

◆ 110番は、緊急時のダイヤルです！

緊急の用件以外での110番利用は、本来緊急を要する事件・事故への対応の遅れにつながります。緊急ではないけれど警察に相談したい。そんなときは警察の相談ダイヤル#9110へおかけください。



◆ 女性相談者のための相談窓口

女性専用相談電話 (DV・ストーカー相談)
029-301-8107 (パートナー)

配偶者等からの暴力(DV)やストーカー被害に遭っている女性からの相談に対しては、専門部署の女性警察官が24時間対応する女性専用相談電話を設置しています。※男性からの相談にも対応

◆ 受け付けている相談の種類

- 犯罪等による被害の未然防止に関する相談
- 県民の皆さんの安全と平穏についての相談



◆ 相談窓口 (警察相談専用電話)

#9110 (シャープ・キュー・イチ・イチ・マル)

ダイヤル回線からは、029-301-9110

※受付時間 9時00分～17時00分

(祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日)

警察本部の相談窓口につながります。

各警察署の総合相談係や交番・駐在所でも相談を受け付けています。

県警では各種専門相談の窓口も設置しています。詳しくは県警ホームページをご確認ください。



Ibaraki Police
茨城県警察



(PC、スマートフォン用)



認知件数



	住居侵入窃盗	自動車盗	自転車盗	特殊詐欺等
下妻署管内	27	3	18	8
所在地管内	2	2	12	

R8.7末現在



ダウンロードはこちらから！

いばらきポリス



※ダウンロードできない場合は、県警ホームページ内の案内を参考に登録をお願いします。

iOS端末 (iPhone等)

Android端末

